

「柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例」の一部改正について

1 改正事項（下線部分）

母子生活支援施設（第3章）に置く職員に関する条項について次のとおり改正するもの。

（職員）

第26条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（母子支援員の資格）

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準省令第28条第1号の規定により都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは同条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準省令第28条第5号の規定により文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

2 改正理由

学校教育法の一部改正する法律により「専門職大学等」の制度を創設

（平成31年4月1日施行）

⇒省令「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」を一部改正

⇒「柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例」に定める母子生活支援施設の心理療法担当職員及び母子支援員の資格要件に係る基準を改正するもの。

※母子支援員等の資格要件は、省令で定める基準に従い条例で定めることとされており、その内容も国の基準を一律に適用することが合理性を欠くものではないため、省令の改正どおりとするもの。

3 施行期日

平成31年 4月 1日

4 参考

(1) 母子生活支援施設

児童福祉法に定められ、原則18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、諸事情で離婚届が提出できないような母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。近年ではDV被害者の一時保護施設としての利用が多い。

(児童福祉法 第38条)

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(2) 心理療法担当職員／母子支援員

心理療法担当職員は、入所した母子の虐待やDVなどで心的外傷を受けたメンタルケアを担う。母子支援員は、母子家庭を家事や育児等の生活面を含めて見守り自立を支援する役割を担う。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第27条)

母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行なう者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべきものを置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

(3) 専門職大学

ア 「大学制度」の中に位置づけられ、より実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化。4年制課程の専門職大学と2年制又は3年制課程の専門職短期大学がある。

イ 4年制課程の専門職大学については、前期課程及び後期課程の区分制課程も導入でき、前期課程修了後、一旦就職してから後期課程へ再入学することや、社会人が学び直しのために後期課程から入学するなど、多様な学習スタイルを選択することが可能となっている。